

令和7年度
善通寺市

住宅建設等 資金利子 補給事業

今年度申請対象ローン

令和7年1月～同年12月支払分

住宅ローンを
利用した方へ



善通寺市内に住所を有し、又は居住しようとする方が、自ら居住するための住宅を新築、住宅の購入(新築・中古)又は増築(30㎡以上)するときに、県内の本・支店の金融機関の住宅ローンを利用した方に対して、ローンの返済額のうち、利子の一部を5年間(60か月)補給する制度を実施しています。

住宅ローンの支払利子の一部を

5年間(60ヶ月)

補給します！

※重複して受け取ることはできません。
※申請は年度ごとに必要です。

新築・新築住宅購入

年 5万円 の範囲内

増築(30㎡以上)・中古住宅購入

年 2万5千円 の範囲内

※利子補給額等の詳細はこのチラシの裏面をご覧ください。

対象金融機関

県内に所在する金融機関
の本店・支店・出張所

※公的金融機関(フラット35等)で借り
入れている場合は対象外です。

申請期間

A 初回申請の方

(ローンの返済及び所有権保存登記日が令和7年1月から同年12月の方)

令和7年9月1日(月)～12月26日(金)

B 2回目以降申請する方

令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金)

※期間の詳細はこのチラシの裏面をご覧ください。

.....【申請・お問合せ先】.....

善通寺市生活産業部 くらし支援課(市役所3階) ☎0877-63-6343

善通寺市文京町二丁目1番1号 E-mail: kurashi@city.zentsuji.kagawa.jp

住宅建設等資金利子補給制度について

補助の要件

- ・市内に自ら居住する住宅を「新築」「住宅(新築・中古)の購入」又は「増築(30㎡以上)」をした方
- ・市税を滞納していないこと
- ・県内の本・支店の金融機関の住宅ローンを利用する方
(公的住宅融資(フラット35等)は利子補給の対象外)



利子補給の補給期間

建物の所有権保存登記日又は移転登記日から5年間(60か月)

利子補給額の算定期間

令和7年1月1日～令和7年12月31日

利子補給額等

区 分	融資額に対する利子補給の算定上限額	利子補給算定利率	利 子 補 給 額 (年 額)
新 築 又 は 新 築 住 宅 を 購 入 す る 場 合	1,000万円	0.5%	50,000円の範囲内
増 築 (3 0 ㎡ 以 上) 又 は 中 古 住 宅 を 購 入 す る 場 合	500万円		25,000円の範囲内

申請受付期間等

申 請 区 分		受 付 期 間	受 付 方 法
A	初回申請の方 (ローンの返済及び所有権保存登記日 が令和7年1月から同年12月の方)	令和7年9月1日(月)～12月26日(金) ただし、所有権登記日が令和7年12月中の方は 令和8年1月30日(金)まで受付	くらし支援課 窓口で受付
B	2回目以降申請する方	令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金)	郵送受付※

※特定記録または簡易書留によらない郵送による事故等に対しては責任を負いません。

申請書類

A	B		
○	○	① 住宅建設等資金利子補給金交付申請書(第1号様式)	くらし支援課
○	○	② 住宅ローン年末残高証明書の写し	借入金融機関
○	△	③ 借入金の償還予定表の写し ※ローンの借り換えをされた方、変動金利ご契約者は毎年償還予定の写しが必要になります。	
○	/	④ 所有権移転登記後の登記事項証明書(薄緑色:建物のみ)又はその写し	法務局(丸亀)
○		⑤ 建築確認済証の写し又は工事完了証の写し(購入の場合は売買契約書の写し)	
○		⑥ 当該住宅の位置略図	
△		⑦ 債権者登録申出書(本市に振込口座の登録がない方のみ) 認め印鑑・申請者の通帳	くらし支援課

※申請が2回目以降で償還予定に変更のない方は、③～⑦は不要です。

※申請書様式(①⑦)は市ホームページよりダウンロードできます。

市ホームページはこちらから→

